

下水道法に基づく届出書類

届出書類及び法律上の根拠	届出事由	届出期限	備考
特定施設設置届出書 様式第6 法第12条の3第1項	公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が特定施設を設置して公共下水道を使用するとき (1) 既に公共下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合 (2) 特定施設を既に設置している事業場が新たに別個の特定施設を設置しようとする場合 (3) 既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置する場合 (4) 特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用しようとする場合	特定施設を設置しようとする60日前までに届出	受理書を発行して内容審査を行う 罰則 法47条の2 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
特定施設使用届出書 様式第7 法第12条の3第2項	公共下水道に下水を排除している事業場に既に設置されている施設（又は工事中の施設）が新たに特定施設に指定されたとき	当該施設が特定施設になった日から30日以内	罰則 法49条 20万円以下の罰金
特定施設使用届出書 様式第7 法第12条の3第3項	従来特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場を設置する公共下水道を使用することとなったとき	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
特定施設の構造等変更届 様式第8 法第12条の4	特定施設設置届出書又は特定施設使用届を届出済みの特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	特定施設の構造を変更しようとする60日前までに届出	受理書を発行して内容審査を行う 罰則 法47条の2 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
氏名変更等届出書 様式第10 法第12条の7	(1) 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名に変更があつたとき (2) 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があつたとき	変更の日から30日以内	罰則 法第51条 10万円以下の過料
特定施設使用廃止届出書 様式第11 法第12条の7	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	使用廃止の日から30日以内	罰則 法第51条 10万円以下の過料
承継届出書 様式第12 法第12条の8	(1) 特定施設設置又は使用の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (2) 特定施設設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割があつたとき	承継があつた日から30日以内	罰則 法第51条 10万円以下の過料

※ 届出をする場合は、上記の内容に添って届出を行って下さい。

※ 提出書類は、2部提出して下さい。

※ 設置届、使用届、構造等変更届の別紙については、記載要領にそって記入下さい。

※ 構造等変更届の別紙については、変更前、変更後の内容がわかるよう対照されるものとして下さい。

※ 特定施設の設置及び構造等の変更の場合には、届出が受理された日から60日間は工事に着手することができません。早期着工を希望する場合には、実施制限期間短縮申請書を提出してください。審査の結果、特に支障がないと認められた場合には、実施制限期間が短縮されます。